

# 兵士たちの死と“郷土”

## Soldiers' Death and Their "Hometown"

一ノ瀬俊也

はじめに

- ① 満州事変期の激励・慰問活動
- ② 日中戦争期の激励・慰問活動
- ③ “郷土”による兵士の死の称揚
- ④ 戦後の“郷土”による戦死者顕彰

おわりに

### 【論文要旨】

満州事変以降の各市町村では、国防同盟会・銃後奉公会などの名称を有する銃後後援団体を設立、歓送迎や慰問などの後援活動、公葬を実施した。それは前線兵士の“労苦”，死の公的な意義づけ、顕彰であった。これを受けた兵士、遺族たちの側も「身命を君国に捧げ」る覚悟を披瀝したり、身内の死者が「護国ノ神トナツテ益々皇基ノ御隆昌ヲ護ラル」だろうなどと繰り返し声明させられたことは、彼らが公定の〈正義〉の論理に同意させられていく過程に他ならなかったのではないかと思われる。政府、軍が“郷土”の慰問・激励を奨励し続けた理由は、そこにあった。

ただし、戦中戦後を通じて兵士たちの“郷土”がその“労苦”，犠牲の顕彰に努力し続けたことは、遺族たちにとって身内の死の「意義」の説明をうけることでもあった。それが彼らの一定度の謝意を獲得してもいったことは、注目されて然るべきと考える。

キーワード：徴兵制度，慰問，公葬，銃後奉公会，太平洋戦争

## はじめに

本稿では、満州事変～太平洋戦争期の町村レベルにおける出征兵士の歓送迎や慰問文送付といった激励・慰問活動、戦死者の公葬・慰霊の実態を検証し、そこから地域社会と戦争との関わりを論じる。

当該期の各市町村における同活動については、戦後に編まれたほとんど全ての自治体史が、その地域と戦争の関わりを叙述する上での格好の素材として、多くの頁を割いている。だがそれは、歓送迎や慰問、公葬が行われたという事実の紹介にとどまっている<sup>(1)</sup>。それらの活動の実態と、当時の人々の心性に与えた影響についての詳細な検討は、たとえば兵士に送られた慰問文が紋切り型、形式的であったことが当時から指摘されていた程度<sup>(2)</sup>で、ほとんど行われてこなかったように思われる<sup>(3)</sup>。しかし国家は、1939年全国の各市区町村ごとに設立させた軍事援護団体「銃後奉公会」に対して、「役職員率先慰霊、慰問、慰藉等積極的活動ヲ為スヤウ促スコト」<sup>(4)</sup>と、地域による慰問・慰霊の実施を太平洋戦争勃発後に至っても督励し続けていたのである。今日のみからみれば「紋切り型」に過ぎないはずの慰問を、なぜ国家は督励し続けたのか。単に現実を知らなかっただけなのか、あるいは地域の慰問に何らかの、強く奨励するに足る効果を認めていたのか、という問いをたててみることは可能だろう。

一方この時期、兵士の激励や慰問、葬儀などに用いる挨拶・文章例を多数掲載した、「激励・慰問マニュアル」とでも呼ぶべき書物が多数市販されていた。その一例として、『戦時下に於る式辞挨拶手紙模範集』（『雄弁』30-1付録、1939年1月）を掲げる<sup>(5)</sup>。歓送迎ひとつにしても村民代表、婦人会代表、学校長、そして当の兵士などの話者が具体的に想定され、「御一家御一門の御名譽ばかりでなく、同じ町内の私共の光栄でもございます」（婦人会代表の挨拶例、16頁）、「郷土の名誉を汚すが如き振舞は断じて致しません」（兵士の例、28頁）などといった、今となっては紋切り型としか言いようのない「模範」的なことばの例が多数収録されている。これらの書物は、その内容に対して一定の社会的需要が存在したことを物語る。

“郷土”の激励・慰問、公葬は紋切り型に過ぎなかったと片づけるのはたやすいが、それではなぜ紋切り型一すなわち新味も誠意もないはずの「ことば」を当時の社会は熱心に使用していたのか。私見では、それは前線兵士の“労苦”、戦死者の犠牲を公的に顕彰・意義づけることであり、兵士やその家族遺族たちの心性に与えた影響も決して無視できないものだった。このうち地域における戦死者顕彰の事例としては、従来主に忠魂碑・忠霊塔が挙げられてきたが<sup>(6)</sup>、本稿では戦中、戦後にかけて地域社会が用いた種々の「ことば」に着目し、その使われ方と意義をより詳細に、栃木や奈良、福岡などいくつかの町村の具体例に即して考察したい<sup>(7)</sup>。

### ①……………満州事変期の激励・慰問活動

まず満州事変期の町村レベルにおける後援活動の実態を、ここでは栃木県足利郡御厨町の事例から観察していこう<sup>(8)</sup>。同町を事例として取りあげるのは、御厨町長が満州事変～1943年までの戦争

関係町公文書類約 350 点を個人的にファイリングした 4 冊の『綴』<sup>(9)</sup>が現存しており、従来の研究では必ずしも明らかでなかった個々の市町村における後援活動の実態解明が可能となるからである。

同県内の各市町村は、満州事変勃発後の 1932 年 3 月頃から軍部の指導により、各自「国防同盟会」などの名を持つ銃後後援団体を設立し始めた。<sup>(10)</sup>御厨町でも 32 年 2 月 24 日「御厨町国防同盟会」が設立されたが、翌 33 年度までの事業は講演会の開催程度であった。一方で同 28 日、「御厨町軍人家族後援会」なる後援団体が「充員召集応召兵士及出征軍人家族ヲ後援シ後顧ノ患ナカシムル」(3 月 31 日議決の会則、『綴』①)べく独自に設立された。町長が会長となり、会員には「助役、収入役、町会議員、区長、各学校長、神職及宗教家、青年団役員、学務委員、町医、校医、分会役員、方面委員、消防組役員、婦人会役員、女子同窓会役員、其他一般有志」(同)があげられた。活動資金は、町民の「寄付金」<sup>(11)</sup>でまかなわれた。

9 月 16 日付「出征軍人応召軍人調査」(『綴』①)によれば、同町から応召 23 名、現役 8 名の兵士が出勤していったため、軍人家族後援会は兵士の歓送、留守家族に対する「慰問金」5 円の贈呈、在郷軍人会分会・青年団による労力奉仕、慰問袋発送などの活動を行った。「慰問金」は全留守家族に贈呈されたが、うち 4 軒の困窮家族に対しては「特別慰問金」月額 7~12 円を支給している。ただし 1917 年制定の軍事救護法による救護が実施(各戸毎月 7 円 50 銭~16 円 50 銭を受給)されると、特別慰問金の支給は停止された。<sup>(12)</sup>

『綴』から確認できる限り、町は満州事変期に少なくとも 3 回、<sup>(13)</sup>前線兵士に慰問状を発送している。そのうち 32 年 10 月 13 日付、町長・在郷軍人会分会長の連名で出されたものの内容を観察してみよう。

文中では、「晩秋蚕も良好なる成績に有之〔中略〕、小麦は十三、四円に奔騰し繭価亦二円三四十銭を予想の処俄然五円六十銭前後となり米作亦普通作と予想せられ居候」と、兵士たちの関心の的であろう農蚕業の景況も述べられてはいる。しかし慰問状の力点は、「暴戾なる支那軍閥に苦める満州三千万国民を救ひ之が独立を扶け更に安寧秩序を図りて皇軍の精華は遺憾なく發揮せられ帝国の国威を宣揚し東洋平和に尽瘁され赫々たる武勲は昭和史上に特筆せられ申すべく候」、「応召兵凱旋後の現役兵諸士は酷寒正に迫らんとする戦地に寡兵を以て神出鬼没の土匪残兵の討伐と時局の進展に寸時たりとも戎衣を脱すること能はざる御辛勞を拝察し衷心感謝の至りに堪えず候」と、あくまで事変の意義の説明、兵士の“労苦”の意義づけ、称揚におかれていた。そして彼らの“労苦”の意義をより強調すべく行われたのが、

本町事業としては去る九月十五日満州〔国〕承認日には全町民小学校に集合承認の祝意を表し招魂社前ニ於ては奉告祭を執行し尚今日あらしめたる先輩勇士日清日露の戦死者の霊を弔ひ候亦出征軍人家族の慰問並各位の武運長久祈願を仕り候次に九月十八日満州事変一周年記念日に当りては町民大会を開催し席上出征軍人家族応召婦郷兵慰安会を催し謝意を表し〔た〕

と同じ慰問文中に記述したり、32 年 11 月 3 日の帰還兵士凱旋祝賀会で兵士たちに「我陸軍〔空 欄〕兵君亦蹶然応召遠ク満州ノ野ニ馳駆シテ櫛風沐雨寒熱汚泥ト戦ヒ出沒常ナキ匪賊ノ掃討ニアラユル苦酸ヲ嘗メ力戦奮闘克ク皇威ヲ発揚シ武勲赫々今日凱旋ノ盛儀ヲ見ルニ至レルハ誠ニ吾人ノ感謝ニ堪ヘザル所ナルト共ニ郷閭無上ノ栄誉トスル所ナリ」という旨の「感謝状」を渡すなど、全町民が一致して兵士の“労苦”を認め、感謝しているという状況を強調することであった。

事変の理由、意義の説明は、町民に対しても行われていた。慰問文中にも出てきた32年9月15日の満州国承認日、18日の事変勃発1周年記念日の記念式典・「町民大会」などの行事がそれである。1周年記念式典の日程は、「一、開会ノ挨拶(町長) 一、凱旋兵士並出征軍人家族慰安会 一、留守第十四師団長ノ感謝状伝達式 一、町民大会 宣言 決議 万歳三唱 一、講演会 講師秋草少佐〔陸軍士官学校教官〕 一、閉会ノ辞」というものだった。日程中の「宣言」の一部を以下に掲げる。

回顧スレハ満州ノ天地タルヤ日清日露ノ両大戦役以来這般ノ事変ニ至ルマデ十余万ノ尊キ生靈ヲ失ヒ数十有余億ノ国帑ヲ費シ実ニ血ト肉ヲ以テ贖ヒタル地ニシテ我權益擁護上欠クヘカラサル地タルハ勿論我日本民族ノ生命線タルハ世界各国ノ等シク之ヲ認メサルヘカラサルモノナリ吾人ハ此ノ重大時機ニ当リ満州派遣皇軍ノ労苦ニ対シ最大ノ感謝ノ意ヲ表スルト同時ニ帝国ノ国策遂行ト東洋永遠ノ平和トニ寄与センカ為メ如何ナル弾圧ヲモ排撃シ世論ノ強化ニ奮然トシテ邁進シ以テ国威ヲ中外ニ宣揚センコトヲ期ス 右宣言ス〔引用史料中の傍線・傍点はすべて引用者、以下同じ〕

事変の正当化(「權益擁護」)が、日清・日露戦争における膨大な犠牲という、人々の歴史的記憶に訴えかける手法で行われている。従来の研究でも、事変に対する民衆の支持形成過程を考える際、在郷軍人会の運動などとともに、市町村民大会も「国論喚起」策のひとつとして挙げられている<sup>(14)</sup>。だがその機能をより深く考えるなら、栃木県が満州国承認・事変1周年記念日に先立つ9月12日、各市町村長宛に出した通牒「満州国承認時ニ於ケル行事ニ関スル件」の中で「我国カ満州国承認ヲナスヘキ理由ヲ国民一般ニ徹底セシムルコトハ最モ緊要ナル義」であり、「当日ニ於テ県下各町村長一斉ニ適切ナル事業ヲ行ヒ以テ県民ニ対シテ其重大性ヲ自覚セシメ更ニ満蒙問題ハ満州国承認ヲ以テ解決スルモノニアラスシテ益々国民ノ精神的団結ヲ堅ウシ国難打開ノ決意ヲ鞏固ニセサルベカラサル事ヲ意識セシムルコトハ切ナルモノ有之」と述べているように、そもそもなぜ満州は日本のものなのかという「理由」を民衆に説明し、「徹底セシムル」場だったと言える。この栃木県通牒が記念行事の具体例として提灯行列、旗行列などとともに「神社及戦死者記念碑(日清日露戦役)参拝」や「寺院ニ於テ先輩ノ霊ニ対スル追弔会」を挙げているのも、人々の記憶の喚起という政治的意図によるものであろう<sup>(15)</sup>。この日各戸に国旗を掲揚させたことは、上から示された事変の「正当性」を各町民が“主体的”に承認したというサインを示させることだったのではなかろうか。

翌33年9月12日の国防同盟会協議会では、事変2周年記念事業として慰問状発送、墓地忠魂碑清掃、旗行列、留守宅慰問などの実施が協議された。34年7月10日には軍人家族後援会の解散、国防同盟会への事業・資産の引継が決定されている。後援会は満州事変終了まで存続と会則で決められていたためであろう。同年9月10日、事変3周年記念事業として留守宅慰問、墓地清掃、各戸国旗掲揚が決められた。

以上、満州事変期に御厨町で繰り広げられたさまざまな活動の目的は、前掲の栃木県通牒も述べたように必ずしも明確ではない事変の「意義」—正当性を兵士たち、そして一般町民にも説明し、「徹底セシムル」ことにあった。なお事変を通じ、同町から戦死者は出ていない。

この後の日中戦争においても、御厨町では兵士の戦いの意義づけのため、全く同じ手法が踏襲されることになるが、それは満州事変の経験に照らし有効と認められたためと考える。

## ②……………日中戦争期の激励・慰問活動

1937年7月7日の日中戦争勃発とともに、全国の多くの市町村が独自に「銃後後援会」などの団体を設立（会長首長）し、区域内住民から寄付金・会費を募って出征軍人およびその遺族家族の慰問慰藉、慰霊弔祭、労力援助、困窮者に対する金銭的扶助などを実施した事例が観察される<sup>(16)</sup>。栃木県内では、既設の各市町村国防同盟会が後援活動を展開した。御厨町におけるその具体像を、『綴』②以降に収録されている毎月の国防同盟会役員会・国民精神総動員実行委員会記録などから観察していこう。

7月26日、満州事変時と同様に町民大会が開催され、「我町民ハ重大時局ニ当リ政府ノ措置ニ信賴シ協力一致以テ其ノ所信断行ヲ支持」し、「各々其ノ生業ニ精励シ銃後ノ守リヲ強化シ出征將兵遺家族ニ対シ後顧ノ憂ナカラシメント」を期す旨の決議が行われた。

御厨町からの応召者は8月だけでも17日6名、18日5名、20日7名、21日25名と多数にのぼり、16日正午小学校講堂にて送別式が挙行された。当日の式辞のため、町長が作った簡条書きのメモ（『綴』②）がある。まず戦争の原因として、「国民党排日侮日」、「支那国民政府ノ暴戾」の一層の拡大が挙げられる。「東洋永遠平和、隠忍自重、日支親善、帝国ノ權益擁護、進デ皇道ヲ世界ニ広メ世界人類ノ幸福増進」に努力してきた日本としては、不拡大方針を一掃して「断固国民政府膺懲」の方針である。「出征將兵社会的又家庭ニ於テ夫々重要ノ任務アル者ガ一身ヲ献テ国家ニ尽ス国民感謝形ヲ知ラス」、よって「町民ハ自奮自励時局認識町勢ノ進展ニ努力隣保共助ノ実ヲ挙げ又町会、国防同盟会消防組、軍人分会、軍友会、男女青年団、其他各種団体共一致団結銃後後援ノ実ヲ挙げ後顧ノ患ヲ除ク」旨の決意を示している。

満州事変期の慰問文と同様、この式辞も公定の〈正義〉に関することばを多用して兵士の“労苦”を意義づける内容に他ならなかった。なお『綴』には、戦況や政府声明に関する新聞記事切り抜きが多数収録されている。町長は、そこから日々公定の〈正義〉に関することばを取り入れていたのであろう。

御厨町の兵士がどのような態度で戦地へ出発していったのかは不明だが、当時そのように盛大な送別を受けた兵士がとるべきとされた態度とは、「この御後援を頂きます上は、最早何一つ思い残すこともなく、喜び勇んで君国の為に一身を捧げることが出来ます」といった「覚悟を自信ある言葉で述べる」<sup>(17)</sup>ことだった。彼ら兵士も同じ〈正義〉に関するマニュアル化されたことばを用い、儀式的場で表向き「自信ある」態度をとらされることで、その内心の不安、動揺が表面化することはなかったのである。

応召兵士1名につき町国防同盟会より5円、町当局・在郷軍人会町分会よりそれぞれ2円の慰問金が贈られた。その後は会役員が毎月1回町内の留守宅を分担して巡回、慰問金1円を贈呈している<sup>(18)</sup>。勤勞奉仕も、町内住民を7つの労力奉仕班に編成し、会委員の指導のもと随時行われた。

37年10月29日、上海「占領」を記念して、昼間小学校生徒の旗行列、夜7時から祝賀提灯行列が行われた。毎戸1人以上が参加し、各字の神社を参拝して回ることになった<sup>(19)</sup>。11月3日の明治節には、拝賀式のあと、「戦勝祝賀会」が開かれた。「国民奉祝ノ時間」として、式典に参列しな

い町民も宮城を遙拝せよとの通達が町長より各区長に出された。祝賀会では以下のような町長挨拶（『綴』②）があった。

抑モ支那事変ハ暴戾ナル支那国民政府ノ多年ニ亘ル遠信近攻排日侮日抗日政策ノ結果ニシテ当初ヨリ我ガ帝国ニ於テハ只管日支親善東洋永遠ノ平和確立ノ為メ隱忍自重事件不拡大ノ方針ナリシモ本年七月七日北支蘆溝橋事件トナリ国民政府ハ其ノカラ過信シ我カ帝国ノ国情ノ認識ヲ誤リ一層抗日ノ非道ヲ逞フシ八月九日上海ニ於テ帝国海軍將兵ヲ慘殺シ然モ租界攻撃ノ野謀ヲ現ハシ突如租界防備ノ帝国軍隊及ビ帝国三万ノ居留民ニ対シ空軍ノ爆撃ト砲撃ヲ加フルニ至ノデアリマス〔中略〕国際情勢ヲ見マスルニ本日ヲ以テ九ヶ国条約會議ヲ開会セラレ支那事変ヲ討議セラル、ノデアリマス往年ノ盟邦タル英国ハ何事ゾ米国迄モ引入レ帝国多年ノ信義ヲ忘レ今回ハ反対ニ我ガ帝国ヲ排斥シテ暴戾ナル支那ヲ援助シ蘇連ハ赤色ノ魔手ヲ振ヒ帝国ノ前途実ニ多難デアリマス 然シ天皇陛下ノ御稜威ニヨリ我ガ国ノ正義ト皇軍ノ忠勇義烈ト国民ノ協力一致ハ此ノ難局ヲ打開セネバヤマナイ

この挨拶や前掲の送別式式辞など、戦いの意義、正当性が、当時日本が置かれていた国際的立場を論拠として、公の儀式の場で繰り返し語られていたのである。

前線の兵士には、満州事変期と同様に繰り返し慰問状が送付された。町の有力者が名を連ねて作成された日中戦争期初の慰問状（38年4月27日付、『綴』②）は、町民は皆「聖戦の状況と帝国政府不動の目的の認識を新にし挙国一致銃後後援の益々必要ナル所以を痛感」しており、町当局が留守宅慰問に努め「各位御家庭に於ては何れも御元氣にて銃後の守りを固め」ているし、在郷軍人会も「非常時第一回の総会」を開いて「軍友会員及愛国婦人会国防婦人会等も参列し軍国の郷軍総会として相応しきもの有之」、「堅忍持久のトーチカ陣を結成せられ銃後の守りを固ふ」しているので安心してほしい、などと述べている。

兵士たちの“労苦”を町内が一致して顕彰し、「銃後の守り」は堅いという〈状況〉を強調している点で満州事変時のものと変わっていない。ただし日中戦争は、満州という具体的な「權益」のかかった満州事変に比べ、正当化の困難な戦いであった。この慰問文中、「若葉の下に男々しくも聖戦に従はる、各位の武者振り姿も偲ばれ候」、「各位武運長久の為め例時祈願は申すまでもなく事ある毎に聖戦万歳を神仏に祈願致し居り候ニ付他事ながら御安心被下候」、「先は各位聖戦の労苦を偲ひつ、町の近況御報告申上くと共に益々武運長久を祈り上候」などと、「聖戦」という言葉のみが繰り返し用いられている（なぜ“聖戦”なのかは語られない）ことは、送り手が兵士の“労苦”の意義づけに内心では苦心している様子を浮き彫りにしているようにも思われる。

御厨町当局とは別に、町を構成する区単位でも慰問状の作成・送付が行われている。同町島田区では、『戦線慰問 ふるさとだより』と題するガリ版刷りの慰問冊子を作成している。『綴』③に収録されている『ふるさとだより』は、1938年5月15日付の第3輯（全2頁）、第3の2輯（全2頁、発行日は同一）の2点のみだが、第3輯では、区の在郷軍人分会員、消防組員、男女青年団員、区民の連名による「ごあいさつ」として、「お元氣で益々御活躍の御事と存じます 銃後も長期戦に対応してよいよ本腰になつてまゐりました／国民めいめいが一人残らず自分の職場と今日の上の生活の上に、安心と元氣と使命とを感じております／戦線の労苦をおもふ時、銃後の私共は感謝の心でいつばいす／皆さまの身心健勝と武運長久とを熱捧し乍ら神仏の御加護を信じて暴敵降伏の日

を待つております」という一文を冒頭に掲げている。後に「桑は多少霜害を受けてゐたが心配する程ではない」旨の養蚕便りや麦作便り、徴兵検査や小学校教員の転勤といった区内の近況報告、「時局柄野戦の戦友をしのんで酒ぬきの簡易会食をなし、万歳を三唱して散会した」云々と町軍人会分会総会の景況を伝える記事が続く。また第3の2輯には、町出身兵士に一人の戦死者戦傷者もない旨の報告、「略奪は上手でもいくさは下手よ蒋介石は漢口でしかめづら」、「荒鷲羽ばたきや広いやうでせまい四百余州もひとにらみ」などといった町民作の「都々逸賛歌」などを掲載している。

また町の青年団も、『郷土風信』なる慰問冊子（活字印刷、全16頁、『綴』③）を38年10月1日、独自に作成している。まず団長代理（団長は出征中）が挨拶として、「戦地から来る書簡の力強さに我々は益々奮起させられ裏面には必ず大きな感謝の情に浸るのであります〔中略〕諸兄の臉に浮ぶ故郷の野や家や我々は何をして居りませうか。聖戦の力強い書簡に団員が答へずみられなかつたものがこの郷土風信であります」と語りかける。以下町内各区支部ごとの激励文・慰問記事が続く。

そのうち八木支部の諸記事を見てみよう。「慰問文を書く夜」と題する、支部長作の「血と汗を流して／君国のために戦ふ勇士のために／懐しきふるさとの／土の香りを送らむとする我が心」という詩がある。前半で「此の難局に遭遇して我等青年団員は挙団一致、政府の方針に則り、或は国策に順応し以て銃後の護りを完全に、国運の進展に尽す考へであります」との覚悟を披瀝し、後半では「今年は稲の発育も順調で二百十日も案外心配した程の事もなかつたので米も充分穫れると思ひます。初秋蚕も非常に良好」と述べる一団員の激励文がある。そして「我が町の宮に輝く日の御旗起てますらをとひらめけるかな」という別の団員作の和歌なども盛り込まれるなど、多彩な内容を有していた。

1939年5月、御厨町国防同盟会が国一県の指示により「御厨町銃後奉公会」に改組された頃<sup>(21)</sup>から、町当局作成の慰問状に改良が加えられることになった。それまでの一紙物の慰問状を止めて町内から広く原稿を募り<sup>(22)</sup>、町内・青年団の動向や町民・児童作の文章作文、漫画、謎かけなどの娯楽記事など多様な内容を盛り込んだ『御厨通信』なる小冊子を作成するようになったのである。例えば41年5月15日発行の『御厨通信』（全8頁）では、「みくりや たより」と称して、町内各青年団分団より活動状況や住民の結婚、祭りの様子などといった町の近況を詳しく報告させている。この『御厨通信』は、『綴』から確認できる限りでは1943年まで数か月に1回、前線兵士に送られた。

ただし『御厨通信』にも、毎号冒頭には必ず町長の「挨拶」文が掲載されていた。その内容はといえば、「今や銃後は老若男女小国民に至るまで米英撃滅の一念に燃え「撃ちてしまむ」の体当りの意気が充満して居ります。役場に学校に工場に農場に家庭にも巷にも間髪を入れずの緊張味は日に日に加は、つて居ります、斯くして第一線の御労苦一端にも御酬ひ度い」（43年4月29日発行分）というものだった。公定の〈正義〉に関することばを多用し、前線兵士たちの“労苦”の意義づけに努めるといふ点では、満州事変以来の「慰問状」と最後まで変わりはなかった。そしてこうした性格は、同じ号に掲載された「郷土出身の皆様異郷の気候風土にも御障り御座いませんか定めし御壮健にて御国の為御働き下さることでせう、内地より遠察致し本当に有難く思つて居ります、私等こうして何の心配もなく其の日其の日を送つて居られるのも皆兵隊さんの御蔭と思つて感謝

して居ります」という婦人会班長の激励文や、「前線の皆様が日夜君国のため御辛苦を嘗めておいでになります国内にある軍人も同じで深夜練習機の爆音を常に聴きますとき温い床の中に居るのが申訳ないと考へます」という一町民（在郷軍人か）の文章中にも、共通して観察される。

このように御厨町では、単に町当局だけでなく、一般町民や青年団員なども慰問通信を作成し、町内の近況報告や和歌・川柳など内容に工夫を凝らす一方、「聖戦」、「君国のため」の戦いといった種々の〈正義〉に関することばを用い、その“労苦”の意義づけ、顕彰に努めていた。

他地域の銃後奉公会でも、同様の慰問通信が作成されていた。恩賜財団軍人援護会は1942年10月、全国46の優良銃後奉公会、43の隣組を表彰し、各会の事績を『軍事援護功労銃後奉公会及隣組表彰記録』（同会、1943年、以下『表彰記録』と略記）として公刊した。それによると、御厨町に隣接する足利市ほか多数の銃後奉公会が村の行事などを記した「郷土便り」を前線に発送し、兵士から「このまゝ読んで捨てるのは勿体ないといつて一号から全部保存してある。そうして皆に見せてゐるといふやうな感謝の手紙も山積してゐる次第<sup>(23)</sup>である」程の反響を得たという。あくまで援護を行う側の報告であることには当然留意されるべきであるが、“郷土”の慰問通信が前線兵士の一定の期待、謝意を得ていたことは指摘できよう。

吉見義明『草の根のファシズム』（1987年、東京大学出版会）は、岩手県の元小学校教師、愛知県の銀行員が個人で故郷の状況などを記した慰問状を作成、前線に送付した事例を取りあげ、その「「尽忠御奉公の御奮闘に対し衷心より深甚なる謝意を表し」、彼ら〔兵士〕を慰めたいという思い」が、「普通の町民の域をこえる役割を果たし、天皇制ファシズムを地域で支える」役割を果たしたと評価している（78～83頁）。だが同様の「思い」にもとづく慰問文は、個人レベルにとどまらず、市町村レベルでも様々な公的団体により、組織的に作成されていたのである。

### ③……………“郷土”による兵士の死の称揚

#### 1 公葬の実相

慰問通信が生きている兵士の“労苦”の町を挙げた称揚だったとすれば、死んだ兵士の犠牲を顕彰する場となったのが町葬である。『綴』から確認できる御厨町初の戦死者は、1939年12月23日に戦死した22歳の陸軍歩兵伍長（戦死後軍曹に進級）である。彼の町葬は1940年4月26日、町収入役が受付係を、助役が葬場準備係を、書記が器具準備係を、在郷軍人会分会長・地元区長が葬列係を、軍友会長が葬場整理係・葬儀進行係をつとめるなど、町総掛かりで盛大に執り行われた（『町葬分担事務明細書』、『綴』④）。

葬儀の際、町は戦死者の略歴を記したチラシ（『綴』④）を作成したが、そこには彼が「今時興亜ノ聖戦ニ従軍シ奮戦猛闘常ニ赫々タル武勲ヲ樹」てるも、「白兵ヲ奮ツテ力闘中、敵機関銃ノ集中砲火ヲ受ケ、遂ニ壮烈ナル戦死ヲ遂」げたこと、「前途有為、春秋ニ富ムノ身ヲ以テ興亜ノ聖戦ニ従ヒ、雄々シクモ殉国ノ華ト散」ったことから「勇義院忠良芳鑑居士」という戒名を送られたことが述べられている。町葬とは、戦死者の国家への献身を町を挙げて意義づけ、顕彰する場に他ならなかった。

この伍長の町葬の際、「葬主、遺族代表挨拶要領」（『綴』④）なるマニュアルが用意されていた

ことに注目したい。「葬主」とは町長のことと思われる。遺族代表と交互に読んだのだろうか。

一、殉国ノ勇士故陸軍歩兵軍曹茂呂芳三君英霊ヲ迎ヒ／二、本日町葬執行ニ当リ遠路御繁忙中態々／三、師団長、知事閣下、貴衆議院議員、連隊区司令官、県会議員、各官公衛長軍人分会其ノ他多数名士ノ御参列ヲ得テ御丁重ナル弔詞御焼香ヲ辱フシ／四、最モ厳肅裏ニ葬儀執行ヲ済スコトヲ得マシテ／五、故茂呂軍曹殿モ嘸カシ満足セラレ／六、護国ノ神トナツテ益々皇基ノ御隆昌ヲ護ラル、コト、思フ／七、茲ニ寺院各位ノ多大ナル御尽力奉仕ト参列各位ニ対シ深甚ノ謝意ヲ表スル次第デアリマス

遺族たちが人前で泣くことは許されなかった。彼らに死者が「護国ノ神トナツテ益々皇基ノ御隆昌ヲ護」るであろうなどと葬儀の場で発声させることは、当時のある遺族指導者の言によれば、

〔戦死の〕電報が来てびつくりして居ると、そこへ在郷軍人分会長が来て名誉のことでございました。流石に武人の妻ですとほめられる。その次には護国英霊の神様の奥さんとせり上げて来て泣く訳に行かなくなる。〔中略〕覚悟して居りましたといつて御辞儀をする。段々強くなって今更泣けなくなる。<sup>(24)</sup>

と、身内の死を名誉なものとして受容する“身振り”を強いることでもあった。それは遺族たちの悲嘆を隠蔽・抑圧し、文字通り町を挙げて兵士の犠牲を称揚しているという状況を生み出していたのではないだろうか。

慰問、慰霊を国家は奨励し続けたから、御厨町の人々がそれらを行うことは、タテマエ上「忠良な臣民であることの定期券」<sup>(25)</sup>を示す一機会であったといえなくもない。しかし御厨町における慰問通信や町葬の内容をみる限り、彼ら町民は国家に強制されたからそれを行っていた、と片づけるのは必ずしも妥当ではないように思われる。彼ら町民にとって、同じ“郷土”出身兵士の「アラユル苦酸」（前掲満州事変時の帰還兵士宛感謝状）や「春秋ニ富ムノ身」での早すぎる死は、逃れることなど思いも寄らない「現実」だった。だからこそ彼らは何とかそれを意義づけ、顕彰してやりたいと、善意をもって努力したというのが実態に近いのではないか。ただ町民たちはその手段を、「撃ちて止まむ」や「皇基ノ御隆昌ヲ護」るなどといった、公定の〈正義〉に関することば以外に持っていなかったのである。

もっとも、遺族たちにとって「立派な町葬」—身内の死の公的な顕彰は、それを納得、受容させる一つの契機ともなった。内務省警保局『思想月報』は1938年の遺家族動向調査の中に、「家内一同も一晩中泣き明しましたが、今日になつては総て諦めて居る。国に捧げた身体ですもの卑怯な事は考へません。郷に居ても寿命がなければ死んで居る、立派な町葬をして貰ひ死んだ体も満足でせう」、<sup>(26)</sup>「村の人々が今では色々我々遺族を慰安して呉れるが、此の気分を失はない様にして欲しい」、といった遺族の声を収録している。

## 2 慰問通信における死の称揚

ところで、“郷土”がこうした戦死者の盛大な顕彰を、前出の慰問通信を通じ前線の兵士に伝えていたことは注目される。それは結果的に、彼ら兵士が「国家のために死ぬこと」を絶対化することに他ならなかったと考えられるからである。

例えば御厨町が満州事変期に作成した前掲慰問状は、町を挙げて「今日あらしめたる先輩勇士日

清日露の戦死者の霊を弔っている」と兵士に語っていた。1943年4月29日発行の『御厨通信』でも、在郷軍人会分会長が慰問文中で町の招魂祭にふれ、「神官の祝詞も神々しく祭場人なきが如し、時々糸の如きすゝり声は老いたる母の感激と遠き追憶なるべし」と、その様子を報告している。御厨町とは文字通り一致して兵士の死を顕彰し続けた“共同体”であり、そのことを慰問通信で繰り返し兵士に伝えてもいたのである。

御厨町以外の地域で作成された慰問通信からも、“郷土”を挙げた戦死者の称揚を前線兵士に伝達するという特質は観察できる。奈良県高市郡金橋村在郷軍人会分会が作成した『われらの勇士』なる慰問冊子がある。筆者が現存を確認しているのは1937年11月発行の第1輯（全50頁）、39年7月発行の第6輯（全70頁）のみであるが、とくに第6輯は兵士の死を称揚する記事を多数収録している点で注目される。

まず口絵として、村の忠魂碑を中心にすえた「昭和十四年度招魂祭」の写真が入る。以下、村長、青年団長などの挨拶文ののち、村の出来事を綴った「銃後日誌」へと続く。その中には、兵士の村葬（日時不詳）についての小学児童の作文が掲載されている。

出征される時は「万歳万歳」と旗の波に送られて元気よく行かれたのに今は白木の箱におさめられて郷土へ無言の凱旋される日です。〔中略〕どこの家にも悲しさうな弔旗が北風に吹れて私たちに何かおしへるやうでした（尋常小学校4年女子、13頁）

悲壮きはまる無言のがいせんを迎へやうとは、遂に涙にむせぶのみ。けれども「なき人のごいしを守り残された仕事に突進して行くのだ。我は」と思ふとぐーっと心が大きくなつたやうな気さへした。〔中略〕人々の弔辞はその功をほめ、その人を惜み、その悲壮を語る（葬儀で弔辞を朗読した男子、13頁）

「銃後日誌」は、いくつかの村葬における弔辞を全文収録してもいる。別の村葬で青年学校生徒代表が朗読した弔辞は、戦死者が戦地で病氣入院した際、青年学校に宛てて「思へば歓呼の聲に送られ死を誓つて出て来た自分なのだ、これ位の事で内還されては銃後の皆様はどうして顔を合せられよう、然し自分は今日まで一生懸命努力し続けた積だ」という便りをよこしたと述べ、「この尊い精神こそ我が大和民族の持つ精神であり、東亜永遠の礎となる精神であらうと存じます」（23頁）と死者の「精神」を賞賛している。

また別の39年7月6日の村葬では、児童総代の高等小学校2年生が弔辞中、故人が「一度彼の地に上陸しますれば、粉骨砕身以て尽忠報国の誠を致し第一線の重責を全うすると共に誓つて皆様の御期待に副ひたい念願でありますから皆様も何卒先生やお父さんお母さんの教をよく守つて早く大きくなつて立派な人になつて下さい」という手紙を「征途の半ばに学校へ下さつた」と述べている。彼は死者に対し、遺族自らも「軍国の母」としての心強さを持たれて、新東亜建設の礎として、去りましゝあなたの冥福をお祈下さつてゐます」（40頁）と語りかけている。いずれも戦死者の「功をほめ」、その死を意義づける内容であった。

この『われらの勇士』は、「体裁こそお粗末な貧弱なものであれ、その中に書き綴られた文字の裏に潜む銃後の感謝の気持、郷土を護る気持と戦地で之を読まれる我等の勇士の気持とを相繋ぎ渾然一如とするよすがである〔中略〕、故郷からの便りが、故郷の匂ひ、故郷のおもかげを運んで来るたよりが一番の喜びであり、慰安であり、心の糧であるでせう」という村青年団副団長の文章に

みられるように、本来兵士の慰安、激励を目的として作成されたはずのものだった。しかしその「故郷からの便り」は、郷土が死んだ兵士を熱心に、一丸となって顕彰していることを伝えてもいた。金橋村民にとっては、そのこともまた「銃後の感謝」、誠意の表現だったとしか言いようがない。

当時いくつかの村が兵士の家族、郷土の人々を撮影し、前線に送った『郷土将兵慰問写真帳』<sup>(27)</sup>は、かかる“郷土”と兵士の関係のあり方を視覚の面から直截的に表現する史料である。郷土の多数の戦死者を象徴する碑と兵士たちの家族、郷土の人々を並べたこれらの写真（[図]）は、兵士たちに、自らの“郷土”が明治以降多数の戦死者を出し、かつそれを称揚し続けていることを、改めて意識させたのではなからうか。

そうした特質を持つ“郷土”からの通信を受けとった、前線兵士たちの実際の反応をみてみよう。以下は41年5月発行の『御厨通信』が掲載した、前線兵士2名の返信の一部である。

①故郷の様子が手に取る如く一日に判る『御厨通信』本日非常に嬉しく頂戴いたしました。左の歌は『御厨通信』の皆さまの真似をして、日記帳に書いておいたものです。お笑ひ下さい。

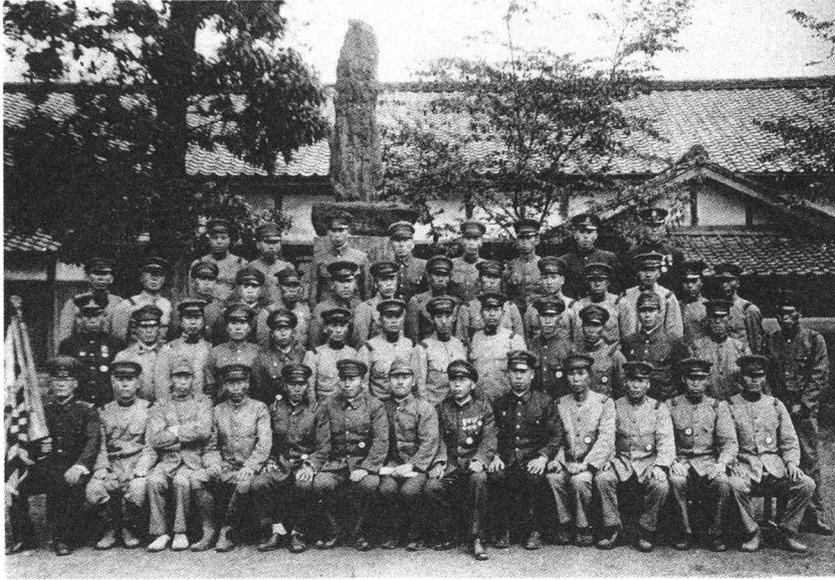
不覚にも惜しまぬ生命永らへて戦火の跡に春を迎えぬ（中支派遣軍桜井部隊本部の兵士）

②銃後の皆様ありがたうございます。皆様の誠ある御後援御鞭撻に答へる如く一生懸命に身命を君国に捧げて奮闘する覚悟でございます（中支派遣軍金沢部隊大石隊十一〔中隊脱か〕の兵士）

また、日中戦争初期の事例だが、前掲の奈良県金橋村『我等の勇士』第1輯は、分会長が出した慰問状に対する、朝鮮駐在部隊の兵士の返信を掲載している。彼は「出発の際皆々様の御熱誠なる御歓送に報ゆるの時はいつ、一死報国の夢のはがゆさつくづく身に感じ候」、「昨日戦地に赴いた戦友が今日遺骨となり原隊に戻る有様をながめた時軍人として如何に無念なりや御察し被下度」などと述べるとともに、慰問状で故郷の友人の戦死を知り、「軍人の精華となりて靖国の御社に鎮まれる」友の冥福を祈るとしている。

ここで問題としたいのは、兵士たちが真に「身命を君国に捧げ」る覚悟を固めていたか否かということよりも、彼らが「国家のために死ぬこと」を至上の価値として称揚する“郷土”の町や青年団から、慰問通信や前出の歓送などの激励を受けた場合、そのたびに同じく「国家のために死ぬ」という決意を披瀝せざるを得なくなった、ということである。彼らがそうしたマニュアル的な「ことば」の発話を繰り返し強いられたことは、「身命を君国に捧げ」という公定の〈正義〉の存在を不断に再確認し、規範化・絶対化して逆らえなくすることに他ならなかったのではないだろうか。<sup>(28)</sup> 事実、国家が“郷土”の慰問通信を奨励したのは、1942年ある陸軍省課長が慰問通信に関し、「第一線将兵を激励するといふことに重点を置いて頂きたい。案外これがために郷土に甘へるといふことになつてはいけない、〔中略〕戦友が前線に働いてる逞しい活動ぶり、或は戦友の勇しく戦つた戦況の模様といふやうなものも入れて頂いて、これではいかん、われわれも確りやらなければいかんといふやうな感じを持つやうにして頂きたい」と述べたように、国家への献身の度合い<sup>(29)</sup>（直接ふれられてはいないが、その究極のかたちが死であることは言うまでもない）を同じ“郷土”という枠の中で競わせる効果を期待していたからである。

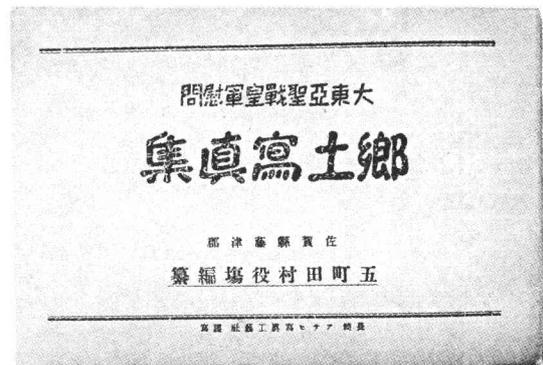
こうした事情が単に御厨町だけではなく、当時の日本社会総体のものでもあったことを示すのが、



忠魂碑の前に立つ在郷軍人分会一同。  
佐賀県杵島郡朝日村銃後奉公会編  
『郷土の写真便り 郷土将兵慰問写真帳』(1940年)より。



「忠烈従軍之碑」の前に立つ兵士家族。  
福岡県京都郡犀川村銃後奉公会編『郷土  
将兵慰問写真帳』(1940年)より。



太平洋戦争期の『郷土写真集』  
佐賀県藤津郡五町田村のもの。

【図】 さまざまな『慰問写真帳』

多数の市販「激励・慰問マニュアル」の存在である。そこには激励や慰問、弔問を行う町当局、婦人会などの「模範」的挨拶例だけでなく、それを受ける遺族のための「本日斯くも盛大なる町葬を営み下され、〔中略〕剩へ護国の神として東京九段靖国の社にお祀り下さるに至りましては、日本男子の本懐之に過ぎず、我等唯々感泣の外はないので御座います」（前掲『戦時下に於る式辞挨拶手紙模範集』105頁）というような答辞、兵士が歓送を受けた際用いるべき「郷土の名誉を汚すが如き振舞」を決してしない、といった挨拶、「只一死もつて報国を期すのみに御座候」などの銃後に出すべき手紙（前掲『昭和模範慰問文』81頁）の「模範」例も多数収録している。こうしたマニュアルが必要とされたのも、前掲『戦時下に於る式辞挨拶手紙模範集』が、

支那事変の勃発して以来、俄然、演説が今までに輪をかけて隆盛になつて来た。出征将士の歓送、皇軍の感謝に激励に、傷病兵や遺家族の慰問に、戦没将士の葬儀に慰霊に、その他事業に関する凡ゆる会合に於て、必らず幾多の式辞があり、挨拶などが行はるゝを見るに至つたのである。しかもそれが、比較的文化の中心地である都会にばかり行はれるのではなく、全く日本全国、今までさうした光景を見なかつた、山村水廓の涯にまで、日章旗のはためく所、そこには必ず熱誠溢るる歓送激励の辞を耳にする。（22頁）

と述べているように、日本社会全体が日々〈正義〉に関する「ことば」の発話を通じ、兵士が「国家のために死ぬこと」の絶対化を繰り返していったからに他ならない。

金橋村の一戦死者は、“郷土”への手紙の中で「思へば歓呼の声に送られ死を誓つて出て来た自分なのだ、これ位の事で内還されては銃後の皆様はどうして顔を合せられよう」などと述べたという（前掲、村葬での弔辞）が、これを単なる「タテマエ」であつて、彼らの内面を反映したものではないと片づけてよいものだろうか。というのは、戦場で捕虜となること、あるいは捕虜となつても身元が故郷に知れることを忌避した兵士たちの行動が思い起こされるからである。近年佐藤忠男氏は、彼らのこの行動について、「戦陣訓」の制定というよりもむしろ、残された家族に対する社会的な迫害を恐れたが故のことだつたと指摘している<sup>(30)</sup>。氏は、かかる地域社会の捕虜の扱いについて、「武士道的な強がりと団結が国是のようになった日清、日露戦争以後の日本の社会に大きな亀裂を走らせる怖れさえもあ」つたから、「強がりの団結を維持するためには犠牲の平等を求めて捕虜になつた者には自殺を要求するに限る、と、べつに議論を重ねた結論としてではなく、感情の流れとして」、そのような現象が発生したのではないかと推論する。

捕虜には自殺を要求するに限る、という認識が“郷土”の側に存在したか否かは別としても、“郷土”が過去現在を通じ、戦場で死んだ兵士を葬儀や慰霊の場において、数々のことばを用い称揚し続けたことは事実である。慰問通信はそれを兵士に伝える一手段となつた。このことが兵士の側に、もしも自分だけが卑怯にも生き残つたら、“郷土”は自分や家族をどう扱うだろうか、という意識を持たせることにつながつたのではないだろうか。戦陣訓の「常に郷党家門の面目を思ひ、愈々奮励してその期待に答ふべし。生きて虜囚の辱を受けず、死して罪過の汚名を残すこと勿れ」という条文も、こうした兵士たちの立場に即して作られたものではなかつたか。捕虜となること、あるいは捕虜となつても身元が故郷に知れることを忌避した兵士たちの心情の幾ばくかは、彼らの“郷土”における戦死者の熱烈な称揚に淵源していたのではないかと、というのが本稿の推論である。だとしたらそれは、当の“郷土”の意図とはおそらくかけ離れた、皮肉な事態であつた。

#### ④……………戦後の“郷土”による戦死者顕彰

戦後の“郷土”による戦死者の意義づけの実態にもふれておこう。確かに敗戦直後においては、1962年発行の『日本遺族会十五年史』が「昨日までは「誉の家」として尊敬された戦没者遺族は、終戦後には、或いは遺骨を抱えて、混雑する汽車の中で、座席もあたえられず、片隅に立って肩身の狭い思いをさせられた」（12～14頁）と述べたように、価値観の混乱の中で社会による戦死者の意義づけは一旦停止したかのごとくであった。しかし混乱の収束とともに、ふたたび“郷土”を挙げた犠牲者の意義づけが行われるようになった。1951年、講和条約締結後の各市町村における忠魂碑の再建は、その著名な例である。

兵士の死を意義づける「ことば」とその使われ方を明確に観察できる事例として、1970年頃、福岡県内の3つの町で編纂された3冊の『戦誌』—粕屋郡久山町（戦時中は久原村・山田村）『久山町の大東亜戦誌』（1970年）、糸島郡旧可也村（発行時は志摩町の一部）『村の大東亜戦誌』（1968年）、朝倉郡夜須町（戦時中は夜須村）『夜須町の太平洋戦誌』（1970年）—をとりあげる<sup>(31)</sup>。これらの書が編まれた目的は、「町出身の忠霊を慰め、その戦功ををたたえ」（『夜須』7頁）ること、すなわち戦死者の顕彰にあった。

いずれの『戦誌』にも、区域出身の戦死者全ての写真、戦歴などが掲載されている。そして「〔経済立国たる戦後日本の〕躍進の出発点は、いうまでもなく大東亜戦争の敗戦にあり、したがって今日の繁栄は、大戦に散華された二百六十万人の犠牲者の上に築かれているといえるでありましょう。そこで私は久山町今日の躍進を考える時、その礎として、本町出身戦没者百九十七人の人柱のあることを忘れてはならないと思います」（久山町町会議長の文、『久山』15頁）と、“郷土”出身兵士の死の意義づけが、その論理こそ戦中とは違う（「聖戦」から経済的「躍進の出発点」へ）ものの行われている。また、どの『戦誌』も幕末の開国、あるいは満州事変から太平洋戦争敗戦までの政局・戦況を年表風に要約、掲載しているのは、個々の死んだ兵士を、大きな国家の歴史の流れを担う者として位置づけたい、という意図によったのであろう。

注目すべきは、戦時中の村の動向も「昭和十二年八月 初の陸軍充員召集令が猪野区田村幸康君に下達され、村民驚愕と共に闘志を燃し、十九日全村民熱狂的歓送裡に応召出発する」（『久山』22頁）などと年表風にまとめられていることである。山田村は1942年、優良銃後奉公会として国から表彰（前掲『表彰記録』88～90頁に同村の事績が掲載）されており、このことも記録されている。そしてどの『戦誌』も、「公葬の執行は村の戦時行政の中で最も重要なことであり、官民一体となって真心こめて奉仕したものである」（『久山』252頁）と村葬関係史料の収集に力を入れ、現存する祭文、写真を収録している。この意味で各『戦誌』は、戦中と戦後における“郷土”出身兵士の死の意義づけの連続面を明確に観察できる具体例である。

だが一方で『久山』は「戦禍一失われたもの」と題する記事で、人的・物的損害の表を掲げるとともに、「精神的損失」として「精神的恐慌と思想的混乱の傾向は、日本的なものを払拭し日本を無力化しようとする占領政策によって拍車をかけられ、過渡的な現象ではあったが、日本の精神的背景は根底から揺らぎ、自らの国家と民族に対する自信と誇りを喪失し終わったかの感があった」

(316頁)と記述している。また「可也」では編者自身が「〔戦死者は〕超人的な働きを捧げて、ただ命なり天なりと散ってゆかれました。尊いことです貴いことです。誰か感激せずにおられましよう。後世にのこさずにおられましよう」と述べつつも、一方で「曠古の大戦がかくも惨めな敗戦に終るとは誰も予期してはいなかった。必勝を信じた人も少なくはなかったと思う。〔中略、ところが〕戦は意に反して終局を迎えるに至った」(序文、3・4頁)と述べている。これらの記述は、「(平和な世であったならば)希望と念願を抱いて精一ぱいに働こうとしているその中途において」(同頁)戦いに参加させられていった同じ“郷土”出身兵士の死を何とかして意義づけたいが、一方で「惨めな敗戦」という現実が厳然として存在することに対する苦渋、葛藤の念を浮き彫りにしているように思われる。「経済的躍進の出発点」などという説明も、こうした思いの中で後づけされた論理ではなかっただろうか。

このような“郷土”を挙げた戦死者の顕彰に対して、遺族たちはどう反応したのだろうか。久山町の遺族会長は、「経済成長の出発点になった大東亜戦争を、具体的に身近かな姿で後世に残すべく、町の大戦の実態を整理記録されることは、私共遺族の最も願わしいことであります。その記録の中に、九州男児の誇りをもって第一線の中核として活躍した郷土部隊の一員として、尽忠報国の念に燃えて家を忘れ、肉親の絆を断ち切って戦線に立ち、屍を異国の戦野にさらし、或いは海の藻屑と消えた彼らの最後の姿をのこして戴くことは、この上ない喜びであります。彼らの魂を慰むる方法としてこれに過ぐるものはない」と述べている(『久山』319頁)。身内の犠牲が公的に意義づけられ、記録されて後世に残ることは、遺族たちにとって重要な意義を持ったといえよう。

またある戦死者の母は、「戦死以来村葬・生業扶助・慰霊祭と至れり尽くせりの御援助を戴き、お礼の申しようもございません。その上に今回は、顕彰のための出版までして戴いて、亡き子供達無かし喜んでいてございましょう」と、戦時中からの地域を挙げた顕彰・援助に対する謝意を表明している。その上で、

ですから、この上のお力添えを願うことは、虫がよすぎるかとも思いますが、どうにもならぬ私共の悲願ですから、どうぞ聞いて下さい。それは、戦没者の霊を国で祭って戴きたいことです。〔中略〕子供達は、死ねば靖国神社に祭られることを信じて死んだのです。だから遺族としては国で祭って貰いたいのです。私共は決して権利だなどといっているではありません。子供が信じていたことを、その通りに実現してやりたいのです。(『久山』300頁)

と述べている。戦後の遺族が靖国神社国家護持など、身内の犠牲に対する公的な顕彰、意義づけを要求し続けていることは周知の事実であるが、戦中・戦後を通じ、<sup>(32)</sup>“郷土”、地域社会ぐるみで身内の死の意義づけを受けてきたことが、国家祭祀というより高次の意義づけを要求していく上で、一種の心の支えとなっているのである。

## おわりに

満州事変以降の各市町村では、例えば軍人家族後援会や国防同盟会(のち銃後奉公会に統一)などの名称を有する銃後後援団体を設立、歓送迎や慰問などの後援活動を展開した。それは地域の人々が、兵士に「国家のために死ぬこと」を期待したから、というのは正確ではないだろう。人々

にとって兵士の苦戦、そして死は、逃れることのできない「現実」であった。そこで町民たちは、内心では徴兵を嫌っていた<sup>(33)</sup>であろうにせよ、同じ“郷土”の者としてそれを何とか意義づけ、顕彰しようと善意をもって考えた。ところがその手段として彼らは、公定の〈正義〉に関する「ことば」しか持っていなかった。戦争長期化の中で犠牲者が増えれば増えるほど、それを意義づけるためのことばも過剰に語られていったし、“郷土”を挙げた死の称揚は慰問通信という手段を通じ、前線兵士に伝達されてもいた。これに対応して兵士、遺族たちも「身命を君国に捧げ」る覚悟を披瀝したり、身内の死者が「護国ノ神トナツテ益々皇基ノ御隆昌ヲ護ラル」だろうなどと繰り返し声明させられたことは、彼らが公定の〈正義〉の論理に同意させられていく過程に他ならなかったのではなかろうか。多数の市販「激励・慰問マニュアル」の存在は、かかる事情が日本社会総体のものであったことを物語るし、国家、軍が“郷土”の慰問・激励を奨励し続けた理由も、そこにあったと思われる。

ただし、戦中戦後を通じて兵士たちの“郷土”が彼らの“労苦”、犠牲の顕彰に努力し続けたことは、遺族たちにとって身内の死の「意義」の説明をうけることであり、それは彼らの一定度の謝意を獲得してもいった。その時々社会が用いた「聖戦」あるいは「経済成長の出発点」などといった数々の「ことば」の内容自体は、紋切り型としか言いようのない、後から付けた説明に過ぎない。だが兵士や遺族の心性に与えた上記の影響を考えれば、紋切り型であるから意味がないと切り捨てることはできない。

## 註

(1)——本稿が事例のひとつとして取りあげる栃木県足利郡御厨町の例でいえば、『近代足利市史 第二巻通史編近代(三)～現代』(1978年)が同町当局作成の慰問通信(後述)などの存在に言及してはいる(659・660頁)が、内容の詳しい分析は行っていない。

(2)——たとえば木村源左衛門『日中戦争出征日記』(無明舎出版、1982年)、及び高井有一氏による同書の解説。木村氏は戦地での日記中、綴方教育に熱意を注いだ小学校教師として、児童の書いた慰問文の形式性を慨嘆する記述をのこしている。また高井氏も戦時中の自らの体験から、当時の慰問文は「真心の籠めやうはなく、紋切り型にならざるを得ないもの」(291頁)だったと述べている。

(3)——近年の軍事援護研究では、佐賀朝「日中戦争期における軍事援護事業の展開」(『日本史研究』385、1994年9月)が、日中戦争期以降の総力戦体制下で国家的金銭扶助の比重が拡大していったことを指摘しているが、地域社会における「精神的」援護活動の実態については言及があまりないように思われる。

(4)——「軍人援護強化運動大綱」(1942年8月13日次官会議決定、国立公文書館所蔵「昭和十七年 公文雑纂内閣 次官会議申合決定」所収)。同運動は毎年10月3

～8日、援護強化のため政府主導で行われた啓発運動。

(5)——その他管見の範囲内でも、日中戦争勃発以降、『入営出征 軍人式辞挨拶の仕方 付歓迎迎の式辞挨拶』(日本弁論研究会編、1938年)、『出征兵士に送る慰問手紙文』(元文社、1938年)、『昭和模範慰問文』(文貴堂、1940年)、『出征兵士に送る慰問手紙文集』(積文堂、1941年)、『入営・除隊・出征・凱旋・歓迎迎 式辞と挨拶』(白帝社・松栄堂、1942年)など多数。この他『実際の挨拶と式辞』(教文社、1936年)など、式辞挨拶例一般中に戦争・徴兵関係の模範例を含めた書籍も多く存在する。この手のマニュアルそれ自体は日露戦前から存在するが、日中戦争期以降のものは、より多様な話者を想定して具体的に作られている。

(6)——籠谷次郎「市町村の忠魂碑・忠霊塔について」(『歴史評論』292、1974年)や、今井昭彦「群馬県下における戦没者忠霊施設の展開」(『常民文化』10、1987年)など。

(7)——筆者は「軍事援護と銃後奉公会」(『日本歴史』627号、2000年8月)において、地域社会の慰問が兵士やその家族遺族たちの一定度の謝意を獲得していたことを指摘した。本稿ではより具体的な地域の事例に基づき、慰問だけでなく公葬なども視野に入れて議論を進める。

(8)——満州事変前の御厨町における徴兵援護活動の実態はかならずしも明確でないが、『栃木県足利郡 御厨村々是』(御厨村〔町制移行は1921年〕, 1916年) 33・34頁によれば、「入退営兵士送迎規定」が制定されており、「第一条 本村入営兵士ハ本規定ノ定ムル所ニヨリ送迎ヲナシ尚武心ヲ振興スルヲ以テ目的トス」, 「第二条 入営者ハ餞別トシテ金員ノ寄贈ヲ受クルモ入営祝トシテ酒肴ヲ供セザルモノトス」, 「第五条 送迎会ハ各字単独ニ開催セズ本村連合ノ上役場軍人分会及ビ青年会ニ於テ主催」する, 「第七条 送迎会及ビ歓迎会ハ質素ヲ旨トスルモ精神的ニ盛大ナラシムルモノトス」などの規定があり, 町ぐるみで徴兵兵士の激励・慰労が行われていたことが知られる。なお御厨町は1961年, 足利市の一部となった。

(9)——『昭和七年二月 満州事変上海事件其他関係綴』, 『昭和十二年七月 北支事変支那事変(九月二日) 関係綴』, 『昭和十三年一月 支那事変関係綴』, 『昭和十五年支那事変関係綴』の4点。以下順に『綴』①～④と呼称する。いずれも一ノ瀬所蔵。

(10)——功刀俊洋「満州事変期の地域「国防」団体—栃木県国防同盟会の事例—」(鹿児島大学教養部『社会科学雑誌』第8号, 1985年9月)は, 国防同盟会設立前後の経緯を検証し, 県内全市町村における国防同盟会の設立完了をもって, 「ファッショの国民支配」体制の完成と結論づけているが, それがいかなる意味で「国民支配」策たりえたのかについての分析は少ないように思われる。

(11)——もっとも, 「昭和六年度御厨町軍人家族後援会歳入歳出予算書」(『綴』①)中, 町民の「寄付金」は各区ごとに具体的な金額を割り当てるかたちで予算化されており, 事実上強制的なものだったとみられる。

(12)——「御厨町軍人家族後援会評議員会議事項(昭和七年四月十一日)」(『綴』①)。

(13)——32年2月27日・4月7日・10月13日の3回。

(14)——功刀俊洋氏前掲論文や, 江口圭一「満州事変と民衆動員—名古屋市を中心として—」(古屋哲夫編『日中戦争史研究』吉川弘文館, 1984年)など。

(15)——山室建徳「神話としての〈現代史〉」(1996年度史学会大会報告)は, 満州事変期の新聞報道などを元に, 日清日露という戦争の経験・記憶が, 将来への行動指針を提供するものとして機能したと指摘している。

(16)——企画院産業部「日支事変下農山漁村実態調査」中の「第七輯 団体活動状況」(1938年6月, 『資料日本現代史第11巻 日中戦争期の国民動員②』(大月書店,

1984年) 385~409頁)。

(17)——帝国軍事教育社編『最新図解 陸軍模範兵教典』(同社, 1939年) 97・98頁。同書は入営・軍隊生活のマニュアル的な書籍で, 「慰問・激励マニュアル」と同様, 多くのものが戦前を通じ多数発行されていた。

(18)——8月20日の国防同盟会役員会における会議事項(『綴』②)。

(19)——「上海占領祝勝提灯行列要領」(『綴』②)。

(20)——文面に名を連ねたのは, 町国防同盟会長(町長), 在郷軍人会町分会長, 町青年団長代理, 町消防組頭, 町尋常高等小学校長, 国防婦人会町分会長であった。

(21)——国家の政策史的視点からみた銃後奉公会設立の経緯は, 前掲拙稿「軍事援護と銃後奉公会」を参照。

(22)——「第二十二回国民精神総動員御厨町実行委員会会議録」(1939年3月27日, 『綴』③)。

(23)——大分県西国東郡河内村銃後奉公会の発言, 『表彰記録』159頁。

(24)——友松円諦「遺族と修養」(軍事保護院編『遺族家族指導嘱託講習会講義録』1943年) 160頁。「遺族家族指導嘱託」とは, 1939年以降婦人を各道府県嘱託として採用し, 遺族家族の生活指導にあたらせた制度。友松の身分などは不明だが, 文面からみる限り遺族の「精神指導」に相当の経験を持つ人物のようである。

(25)——広田照幸『陸軍将校の教育社会史』(世織書房, 1998年) 第Ⅲ部第2章「「担い手」集団の意識構造」。

(26)——いずれも和歌山地方の遺族の談話, 内務省警保局『思想月報』54号(1938年12月) 189頁。

(27)——筆者が収集した範囲でも, 福岡県犀川村, 忠見村, 佐賀県五町田村, 朝日村, 熊本県白糸村, 鹿児島県北有馬村などがほぼ同じ形式, 10数頁程度の「写真帳」を作成している。

(28)——広田照幸氏前掲書は, 戦時期の兵士や民衆の服従を調達しえたのはイデオロギーの「内容」ではなく「形式」だった, つまり兵営内での軍人勅諭の暗唱や国民精神総動員運動の諸形態のように, イデオロギーに関する「カギ言葉」の発声を不断に繰り返させることで, 既存秩序の不断の再確認と実質的な服従の調達は可能であったと指摘している(383頁)。本稿が主題とした慰問状, 公葬などはまさしく「カギ言葉」が用いられた具体例となろう。また中島三千男「日露戦争『出征軍人來翰』分析—「慰問状」の果たした役割と出征兵士の意識」(『歴史と民俗』1, 1986年4月)は, 日露戦争時, 和歌山県粉河町出身の兵士65名が小学校児童の慰問文

に対して寄せた返書97通の内容を分析し、その内容が「惰夫尚起」など、天皇や国家のため死を賭して奮闘を誓うものだったことから、慰問文は兵士に対するいわば「集団脅迫状」の役割を果たしたと指摘する。この指摘からも筆者は多大の示唆を受けたが、一方で地域の送った慰問状は具体的にいかなる内容だったのか、“郷土”による慰問は公葬と併せて、兵士たちの労苦・犠牲の顕彰という視点から統一的に把握されるべき事象ではないか、といった問題が残るように思われ、本稿ではその検討に努めた。

(29)——前掲「表彰記録」の懇談会における、陸軍省人事局恩賞課長倉本大佐の発言(171頁)。

(30)——「草の根の軍国主義」(『近代日本文化論10 戦争と軍隊』岩波書店, 1999年)。

(31)——以下順に「久山」, 「可也」, 「夜須」と略記する。「可也」は戦時中の元可也小学校長が「郷村」の犠牲者を顕彰し, 「後来村民の心の支え」とすべく個人的に, 『久山』・『夜須』は「終戦」25周年記念の町事業として, それぞれ編纂したものである。

(32)——田中伸尚・田中宏・波田永実『遺族と戦後』(岩波書店, 1995年) 206頁。

(33)——喜多村理子『徴兵・戦争と民衆』(吉川弘文館, 1999年)。

(国立歴史博物館歴史研究部)  
(2001年2月28日 審査終了受理)

---

## **Soldiers' Death and Their "Hometown"**

ICHINOSE Toshiya

After the Manchurian Incident, the municipal authorities established home-front support associations such as "Kokubo-Domeikai" or "Jugo-Hokokai". They developed the home-front support activities like farewell and welcome meetings or consolation and public funerals. These activities manifested labor of the men up front and deaths in battle, which were given public significance. The soldiers or the bereaved families who were manifested were enforced to proclaim repeatedly their readiness to risk their lives for their sovereign and country, or their hopes that the dead would be guardian gods of the state. This seems to have been nothing but the process in which they were forced to agree with the official "righteousness". This was the reason why the state and the military authorities kept promoting consolation and encouragement by "hometown".

Nonetheless, the fact that the soldiers' "hometown" kept making efforts to manifest the "labor" and sacrifice of the soldiers, was important for the bereaved families, because it explained them the significance of the family members' deaths. It deserves attention that the manifestation acquired certain gratitude of the bereaved families.

**key words:** draft system, consolation, public, funeral, home-front support association (*Jyugo-Hôkôkai*), Pacific War

---